

国が支える
安心が大きくなる

担い手積立年金

[愛称]

農業者の方なら広く加入できます

農業者年金は、国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方であれば、どなたでも加入できます。農地を持たない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来年金として受け取ることができます。旧制度（平成13年12月末まで）の加入者で特例脱退した方も60歳未満であれば加入できます。

少子高齢化時代に強い年金です

ご自身で積み立てた保険料とその運用実績により、将来受け取る年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。加入者・受給者数に左右されにくく安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることはありません。

保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択）。農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額（年額12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。さらに将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり65歳以上の方であれば公的年

金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

農業の担い手には手厚い政策支援があります

認定農業者で青色申告しているなど農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

● 保険料補助は、次の3つの要件を満たす方が受けられます。

1. 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること。
※旧制度加入者（脱退一時金、または特例脱退一時金を受給した者は除く）は、旧制度（平成13年12月末まで）の保険料納付済期間も合算できます。
2. 必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること
3. 下記の区分①～⑤のいずれかに該当する方
 - ① 認定農業者で青色申告者
 - ② 認定就農者で青色申告者
 - ③ 区分①または②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者
 - ④ 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす方で、3年以内に両方を満たすことを約束した者
 - ⑤ 35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分①の者となることを約束した後継者